

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 指定放課後等デイサービス事業 利用契約書

児童及び保護者（以下「利用者」）と社会福祉法人四恩会チェンジA.（以下「事業者」といいます。）は、事業者が通所利用する児童に対して提供する放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、放課後等において障害児が生活能力を向上のために必要な訓練を行ない、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

（事業の内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供します。

2 サービスの提供は、事業所の指導員等の従業員が当たります。

3 事業者は、利用者の障害程度並びに希望に応じて、利用者にサービスを提供します。

4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の成長・発達の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

5 事業者は、児童・家族の希望により、弁当の提供及び送迎の実施のための調整を行います。

6 事業者は、サービスの提供に当たっては、児童又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までです。但し、契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

また、有効期間終了前1ヶ月に双方より契約の解消の申出がない場合は、契約期間は新しい有効期間に自動更新することとします。

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康管理）

第5条 事業者は、常に児童の健康に留意するとともに、健康保持の為に適切な措置を講じます。

（利用終了時の援助）

第6条 事業者は、契約が終了し利用者が当事業所の利用を終了する際は、利用者及びその扶養義務者の希望、利用者が利用終了後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な利用終了のために必要な援助を行います。

2 事業者は、当事業所サービスの提供の終了（解約の場合も含みます）に際し、終了の旨を支給決定市町に連絡します。

（緊急時の援助）

第7条 事業者は、児童の体調に急変が生じた場合などには、速やかに近隣の医療機関又は児童のかかりつけ医療機関に診療を依頼する場合があります。

2 当事業所利用中に児童の心身の状態が変化した場合は、速やかに保護者へ連絡します。

（守秘義務）

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその保護者の秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た児童又はその保護者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

（利用料金）

第9条 利用者は、サービスの対価として市町が定める利用者負担額、事業所で定める食費・送迎費・材料費等の月ごとの合計金額を事業者に支払います。給付費については、当事業所が保護者に代わり市町より代理受領します。

2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。

3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（利用料金の支払方法等）

第10条 利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。但し、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

（契約の終了）

第11条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - 2) 児童が医療機関に入院し、明らかに退院できる見込がない場合、又は退院できないことが明らかになった場合。
 - 3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - 4) 天災、災害、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることが困難な場合。
- 3 児童が死亡した場合。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第13条 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービス事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第14条 利用者又はその家族、後見人は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人に文書で報告します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 本事業所は、児童虐待防止法第五条に基づき、児童虐待の早期発見に努めます。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口へ通告します。

3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めます。

(保護義務者)

第16条 事業者は、児童に対し、保護義務者を求めます。

2 保護義務者は、次の各号の責任を負います。

1) サービス利用中に、児童が疾病等により医療機関への受診が必要な場合、受診手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。

2) 利用予定については、前もって事業者と調整を行い、サービスが円滑に提供されるように、事業者に協力すること。

3) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して児童の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(その他)

第17条 この契約に定めない事項については、児童福祉法その他の関係法令に従い、児童、家族、後見人、事業者が信義に従い協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

平成 年 月 日

利用者 住所 : _____

氏 名 : _____ ⑩

後見人 住所 : _____

親権者 氏 名 : _____ ⑩

事業者 住所 : 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1

名 称 : 社会福祉法人四恩会

代表者の名前 : 理事長 真田 穰治 ⑩

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 指定児童発達支援事業 利用契約書

児童及び保護者（以下「利用者」）と社会福祉法人四恩会 チェンジA.（以下「事業者」といいます。）は、事業者が通所利用する児童に対して提供する児童発達支援事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害児が生活能力を向上のために必要な訓練を行ない、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

（事業の内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供します。

2 サービスの提供は、事業所の指導員等の従業員が当たります。

3 事業者は、利用者の障害程度並びに希望に応じて、利用者にサービスを提供します。

4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の成長・発達の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

5 事業者は、児童・家族の希望により、弁当の提供及び送迎の実施のための調整を行ないます。

6 事業者は、サービスの提供に当たっては、児童又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までです。

但し、契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

また、有効期間終了前1ヶ月に双方より契約の解消の申出がない場合は、契約期間は新しい有効期間に自動更新することとします。

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康管理）

第5条 事業者は、常に児童の健康に留意するとともに、健康保持の為に適切な措置を講じます。

（利用終了時の援助）

第6条 事業者は、契約が終了し利用者が当事業所の利用を終了する際は、利用者及びその扶養義務者の希望、利用者が利用終了後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な利用終了のために必要な援助を行います。

2 事業者は、当事業所サービスの提供の終了（解約の場合も含みます）に際し、終了の旨を支給決定市町に連絡します。

（緊急時の援助）

第7条 事業者は、児童の体調に急変が生じた場合などには、速やかに近隣の医療機関又は児童のかかりつけ医療機関に診療を依頼する場合があります。

2 当事業所利用中に児童の心身の状態が変化した場合は、速やかに保護者へ連絡します。

（守秘義務）

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその保護者の秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た児童又はその保護者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

（利用料金）

第9条 利用者は、サービスの対価として市町が定める利用者負担額、事業所で定める食費・送迎費・材料費等の月ごとの合計金額を事業者に支払います。給付費については、当事業所が保護者に代わり市町より代理受領します。

2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。

3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（利用料金の支払方法等）

第10条 利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。但し、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

（契約の終了）

第11条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
 - 2) 児童が医療機関に入院し、明らかに退院できる見込がない場合、又は退院できないことが明らかになった場合。
 - 3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - 4) 天災、災害、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることが困難な場合。
- 3 児童が死亡した場合。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第13条 事業者は、利用者に対する児童発達支援事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第14条 利用者又はその家族、後見人は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人に文書で報告します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 本事業所は、児童虐待防止法第五条に基づき、児童虐待の早期発見に努めます。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口へ通告します。

3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めます。

(保護義務者)

第16条 事業者は、児童に対し、保護義務者を求めます。

2 保護義務者は、次の各号の責任を負います。

1) サービス利用中に、児童が疾病等により医療機関への受診が必要な場合、受診手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。

2) 利用予定については、前もって事業者と調整を行い、サービスが円滑に提供されるように、事業者と協力すること。

3) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して児童の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(その他)

第17条 この契約に定めない事項については、児童福祉法その他の関係法令に従い、児童、家族、後見人、事業者が信義に従い協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

平成 年 月 日

利用者 住所 : _____

氏 名 : _____ ⑩

後見人 住所 : _____

親権者 氏 名 : _____ ⑩

事業者 住所 : 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1

名 称 : 社会福祉法人四恩会

代表者の名前 : 理事長 真田 穰治 ⑩

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 日中一時支援事業 利用契約書

本人及び保護者（以下「利用者」）と社会福祉法人四恩会 チェンジA.（以下「事業者」といいます。）は、事業者が通所利用する利用者に対して提供する日中一時支援事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活に移行できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し、日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（事業の内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供します。

2 サービスの提供は、事業所の指導員等の従業員が当たります。

3 事業者は、利用者の障害程度並び希望に応じて、利用者サービスを提供します。

4 事業者は、日常生活上の援助や日中生活支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。

6 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までです。

但し、契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

また、有効期間終了前1ヶ月に双方より契約の解消の申出がない場合は、契約期間は新しい有効期間に自動更新することとします。

（相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康管理）

第5条 事業者は、常に利用者の健康に留意するとともに、健康保持の為に適切な措置を講じます。

（利用終了時の援助）

第6条 事業者は、契約が終了し利用者が当事業所の利用を終了する際は、利用者及びその扶養義務者の希望、利用者が利用終了後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な利用終了のために必要な援助を行います。

2 事業者は、当事業所サービスの提供の終了（解約の場合も含まれます）に際し、終了の旨を援護実施者（市町）に連絡します。

（緊急時の援助）

第7条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに近隣の医療機関又は利用者の指定する医療機関での診療を依頼します。

2 前1項のほか、当事業所利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する緊急の連絡先に連絡します。

（守秘義務）

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその扶養義務者の秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

（利用料金）

第9条 利用者は、サービスの対価として市町が定める委託費の利用者負担額、事業所で定める食費・送迎費・材料費等の月ごとの合計金額を事業者に支払います。委託費については、当事業所が利用者に代わり市町より代理受領します。

2 委託費の利用者負担額は、市町より提示されている委託費単価表をご確認ください。

3 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。

4 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（利用料金の支払方法等）

第10条 利用者は、施設サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。但し、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

（契約の終了）

第11条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- 2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- 3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。

- 2) 利用者が医療機関に入院し、明らかに退院できる見込がない場合、又は退院できないことが明らかになった場合。
 - 3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - 4) 天災、災害、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることが困難な場合。
- 3 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第13条 事業者は、利用者に対する日中一時支援事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第14条 利用者又はその家族、後見人は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人に文書で報告します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 本事業所は、児童虐待防止法第五条に基づき、児童虐待の早期発見に努めます。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口へ通告します。

3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めます。

(身元引受人)

第16条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。

2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第17条 この契約に定めない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人、事業者が信義に従い協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

平成 年 月 日

利用者 住所： _____

氏 名： _____ ④

後見人 住所： _____

親権者 氏 名： _____ ④

事業者 住所： 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1

名 称： 社会福祉法人四恩会

代表者の名前： 理事長 真田 穰治 ④